

9 土砂流出・運搬時の粉じん関係

(1) 法令等の概要

ア 長野市公害防止条例（市条例）の土砂の流出防止・積載物管理の項目

／平成 16 年 市条例 45 号第 21・22 条

土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域等に土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂を堆積させないように、流出の防止措置や沈殿・ろ過等の施設を設置するなど、適切な管理に努めるよう求めています。

また、土石・木片等の運搬にあつては、粉じん等を飛散させないように求めています。

これら土砂流出や粉じんにより、人の健康又は周辺的生活環境に著しく被害が生じていると認められる時は、原因者に対し必要な措置を取るよう勧告することがあります。

※届出制度、規制基準等は設けていません。